

○ 小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（平成二十一年総務省告示第四百七十一号）の一部を改正する告示 新旧対照表

改正案	現行
<p>一 H3E電波又はJ3E電波二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示無線設備（法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）</p>	
<p>一 A2D電波又はA3E電波二六・一七五MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備</p>	<p>一 A2D電波又はA3E電波二六・一七五MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備 （法第四条第一項第二号の適合表示無線設備をいう。以下同じ。）</p>
<p>三 A2D電波又はA3E電波二九・七五MHzを超え四一MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備</p>	<p>二 A2D電波又はA3E電波二九・七五MHzを超え四一MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備</p>
<p>四 A2D電波又はA3E電波一五四・六七五MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備</p>	<p>三 A2D電波又はA3E電波一五四・六七五MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備</p>
<p>五 前三項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備</p>	<p>四 前三項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備</p>
<p>六 F2B電波又はF3E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示無線設備</p>	<p>五 F2B電波又はF3E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示無線設備</p>
<p>七 F3E電波三五一・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備</p>	<p>六 F3E電波三五一・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備</p>
<p>八 レーダー（検定規則による型式検定に合格したもの （施行規則第十条の五に基づき型式検定を要しない機器とされたものを含む。以下</p>	<p>七 レーダー（検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備に限る。）</p>

同じ。)又は適合表示無線設備に限る。)

九 簡易型船舶自動識別装置 (適合表示無線設備に限る。)

十 デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備 (適合表示無線設備に限る。)

十一 双方向無線電話 (検定規則による型式検定に合格したものに限る。)

十二 衛星非常用位置指示無線標識 (検定規則による型式検定に合格したものに限る。)

十三 捜索救助用レーダートランスポンダ (検定規則による型式検定に合格したものに限る。)

十四 捜索救助用位置指示送信装置 (検定規則による型式検定に合格したものに限る。)

十五 前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設備

- (1) 船上通信設備 (適合表示無線設備に限る。)
- (2) 無線方位測定機
- (3) インマルサット高機能グループ呼出受信機
- (4) デジタル選択呼出専用受信機
- (5) ナブテックス受信機
- (6) 地上無線航法装置
- (7) 衛星航法装置
- (8) (2) から (7) まで以外の受信設備

八 簡易型船舶自動識別装置 (適合表示無線設備に限る。)

九 デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備 (適合表示無線設備に限る。)

十 双方向無線電話 (検定規則による型式検定に合格したものに限る。)

十一 衛星非常用位置指示無線標識 (検定規則による型式検定に合格したものに限る。)

十二 捜索救助用レーダートランスポンダ (検定規則による型式検定に合格したものに限る。)

十三 捜索救助用位置指示送信装置 (検定規則による型式検定に合格したものに限る。)

十四 前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設備

- (1) 船上通信設備 (適合表示無線設備に限る。)
- (2) 無線方位測定機
- (3) インマルサット高機能グループ呼出受信機
- (4) デジタル選択呼出専用受信機
- (5) ナブテックス受信機
- (6) 地上無線航法装置
- (7) 衛星航法装置
- (8) (2) から (7) まで以外の受信設備

十六 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。)による改正前の設備規則の規定に適合する無線設備であつて、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合するもの

十五 無線設備規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第百十九号。以下「平成十七年改正省令」という。)による改正前の設備規則の規定に適合する無線設備であつて、平成十七年改正省令による改正後の設備規則の規定に適合するもの

附 則

この告示は、公布の日から施行する。